

一六四七年、南明勢力の日本乞師：佐賀・泰長院所蔵「明将黄斌卿啓写」をめぐって

劉，明鑑

<https://doi.org/10.15017/7324215>

出版情報：九州大学東洋史論集. 51, pp.1-28, 2024-03-28. The Association of Oriental History, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

一六四七年、南明勢力の日本乞師

——佐賀・泰長院所蔵「明将黄斌卿啓写」をめぐって——

劉 明 鏞

はじめに

一六四四（崇禎一七）年の北京陥落以降、明朝の遺臣は福王弘光帝、唐王隆武帝、魯王監国、桂王永曆帝などを相次いで擁立し、清朝への抵抗を続けた。これらの南明諸勢力は、清朝や農民叛乱軍を駆逐して明朝の再興を図るため、日本をはじめとする海外諸国に使節を派遣して、軍事的救援を求めた。これを「乞師」と称する。

南明勢力の日本乞師については、つとに石原道博の専著があり^①、その後も石原の研究をふまえて、個別の乞師の経緯や日本側の乞師に対する反応などについて検討が進められてきた。特に一六四五（弘光元）年^②の周崔芝による乞師（使者は林高）や、一六四六（隆武二）年の鄭芝龍による乞師（使者は黄徽明）については、漢文史料に加えて、『華夷変態』などの和文史料にも多くの記録が残されており、詳細な経緯が明らかにされている^③。

また一六四九（監国四）年^④にも、浙江の魯王監国政権によって日本乞師が行われている。従来の研究では、この際に馮京第が使節として日本に渡航したと論じられることが多い^⑤。馮京第（一六〇四―一六五〇）の字は躋仲、號は簞溪、浙江寧波府慈谿県の人。当地の望族の出身であり、復社の成員でもあった。北京陥落後は南明政権に加わり、東南

地域のレジスタンスに奔走し、のちに寧波近郊の四明山で抵抗軍を組織したが、一六五〇（監国五）年に清軍に殺された^⑥。しかし筆者は別稿において、一六四九年の乞師に関する基本史料『浮海記』を再検討し、馮京第はこの乞師には関与せず、実際には魯王監国政権の太常卿であつた任光復が乞師に赴いたことを明らかにした^⑦。

一方、馮京第はそれに先だち、浙江舟山を拠点とする南明の武將黃斌卿により、日本に派遣されたことが知られている。ただし黃斌卿の日本乞師については、これまで和文史料がほとんど紹介されておらず、日本における研究は手薄である。一方、中国では漢文史料により黃斌卿乞師の検討が行われてきた。ただしそれらの漢文史料の記述はしばしば一致せず、このため黃斌卿による乞師の年代については、一六四七（隆武三）年と、一六四八（隆武四）年の二説がある^⑧。また馮京第に同行して乞師に赴いた人物についても、黃宗羲、明宗室の安昌王、黃斌卿の弟である黃孝卿などの諸説があり、定論がない^⑨。このうち黃宗羲が馮京第とともに乞師に赴いたという説については、筆者はすでに関連する漢文史料を再検討して、それが成り立たないことを明らかにした^⑩。ただしその他の論点については、従来紹介された漢文史料だけでは説明が困難である。

しかし日本乞師に関する従来の研究では注目されていないが、佐賀市の泰長院には、「明將黃斌卿啓写」（以下「啓写」と略す）と題する文書が残されている。これはまさに黃斌卿が江戸幕府に乞師を求めて送った書簡の写しである。管見のかぎり、この「啓写」は『華夷変態』などの編纂史料には収められておらず、泰長院所蔵文書が唯一のテキストである。またそれがいかなる経緯で筆写され、佐賀藩の泰長院に所蔵されたのか、黃斌卿自筆の原本が現存しているかどうかは明らかではない。

従来、黃斌卿の命による馮京第による日本乞師については、もっぱら漢文史料により検討が行われ、史料内容の不一致のため未解決の問題が残されていた。しかし「啓写」の記述によって、従来不明確であつた黃斌卿乞師の年代や、それに関与した人物についても確認することができるのである。以下本稿では、まず「啓写」を含む泰長院文書の概要について紹介し、ついで黃斌卿と日本との関わりについても検証する。そのうえで「啓写」の全文を紹介し、さらに関連

するオランダ語史料なども参照して、この乞師の経過を明らかにすることにした。

一 泰長院文書と「明将黄斌卿啓写」

佐賀市の泰長院は臨済宗南禅寺派に属し、一五三六（天文五）年に龍造寺胤久によって建立され、三代住職の是琢は鍋島直茂に従って朝鮮の役に従軍し、現地で文書事務を担当した。現在、泰長院には龍造寺氏や鍋島氏関係の書状や、壬辰戦争を中心とする朝鮮関係の書状などが、『泰長院文書』として残されている⁽¹⁾。近年では、顧明源が『泰長院文書』について日朝交渉関係文書を中心に全般的な検討を加え、一六・一七世紀の日本の対外交渉における禅僧の役割について論じている⁽²⁾。

『泰長院文書』では十二巻の巻軸に、全一二通の文書が収録されている⁽³⁾。文書のなかには原件もあれば、「啓写」のような原件の写しもある。佐賀県立図書館には、『泰長院文書』の写真複製版が所蔵されており（請求記号…複史〇五一一一）、筆者はこの複製版をテキストとして利用した。このほか作成時期は不明だが、鍋島家内庫（現鍋島報効会）が泰長院所蔵文書の写本を作成している。現在、この写本は『泰長院古文書』として佐賀県立図書館に寄託されており、筆者はその写真複製版も確認した（請求記号…複鍋〇一五・四一三）⁽⁴⁾。また一八八八（明治二一）年には、編年史編纂掛（現東京大学史料編纂所）が、『泰長院文書』の写本を作成している⁽⁵⁾。さらに一九六一年には、佐賀県史料編纂委員会により、「詩編」や「漢文案文」などを除く『泰長院文書』一〇五点が活字化され、『佐賀県史料集成』第五巻に収録された。

泰長院所蔵『泰長院文書』と鍋島報効会所蔵『泰長院古文書』の写真複製版を比較すると、文字や台頭の相違が散見し、おそらく筆写の際の誤りだと思われる。また『佐賀県史料集成』所収の『泰長院文書』活字版を写真複製版と対照すると、やはり文字や台頭の相違が見られ、同じく翻刻の際の誤記であろう。本稿では『泰長院文書』の写真複製版を

テキストとして使用するが、『泰長院古文書』の写真複製版および『佐賀県史料集成』所収の活字版も適宜確認した。

泰長院文書大小一二軸のうち、「啓写」を収録している一軸について、簡単に紹介しておこう。巻物を展開すると、紙が連続で巻軸に貼り付けられており、紙ごとに文書が一つずつ記されている。それぞれの紙の長さ（幅）は文書の内容によって異なるが、高さはほぼ同じで、巻物の高さより少し低い。当軸の文書は「万曆二十三年八月」付の「章福菓書写」から、日付不明の「詩篇」まで、合計二四点の文書が収められている¹⁶。このうち写し（書写）が一通、草稿（草案）が八通、原本（詩篇、書牘）が三通である。

「啓写」は巻の中間部の第一〇点目にある。二四点の文書のうち、「明将黄斌卿啓写」と二通の「東埔寨国握仔昭花書写」以外は大部分が朝鮮関係文書である¹⁷。また二二点目「將軍徳川秀忠答朝鮮国王書写」や二三目「朝鮮国王李琿贈徳川秀忠書写」は「元和三（一六一七）」年の文書であるが、「明将黄斌卿啓写」だけは「隆武三（一六四七）」年の文書であり、同軸の文書のなかで一点のみ時代が大きく下る¹⁸。「啓写」が黄斌卿による原文書の写本であることは明確だが、この写本がいつ、誰によって、どのような目的で作成されたのかは不明である。また黄斌卿による原本が現存するかどうかについても手がかりはない。

なお「啓写」の存在自体は、早くも一九〇六（明治三九）年に学界にも紹介されていた。すなわち一九〇六年七月一日、東京帝国大学の卒業証書授与式に臨席するため、明治天皇が東大に行幸した。その際に標本古文書陳列室を參觀し、佐賀市泰長院所蔵の「明将黄斌卿救援を日本に乞ふ古書写」などの古文書を閲覧したのである¹⁹。この文書名は解説を担当した史料編纂官田中義成が付けたものと思われ、明らかに「啓写」を指している。明治天皇の古文書參觀については、同年度の『史学雑誌』一七編第八号「彙報」欄で紹介されており、「啓写」についても次のように記されていた。

一、明将黄斌卿救援を日本に乞ふ書

今の清国の祖先が満洲より起り明朝を亡ぼしたるとき、黄斌卿なるもの明の唐王を奉じ、祖国の回復を図らんとて日本に援兵を乞ひたる書翰の写なり、（但し当時の写と思はる）先づ其の初めに援兵を乞ふの主意を述べて曰く、

……(引用文略)……

次に清軍明国を蹂躪せるの状を述べ、我が軍隊にあらずんば之を制すること能はざるを述べたり、

……(引用略)……

これより以下も盛んに日本兵の強勇なるを賞歎し其の必ず援兵を出されんことを反覆せり。

末文に隆武三年とあるは我が後光明天皇の慶安元年にして江戸幕府は三代將軍家光の時なり、但し彼れが援兵を乞ひしは之を以て嚆矢とせず隆武三年のものは其の第四回にして、幕府はその都度會議を開き討論をこらせしが、なほ極めて慎重の態度を取り、且つ寛永の島原乱よりして幕府の方針は外交を閉ぢ、内治を整頓するの方針をとりしかば終に援兵を出さざりき、されども此の如く彼の土のものが日本の兵力に依頼して明国を回復せんと図りしは當時日本の武威の盛んに海外に輝けるを証するに足る、又清兵の明国を覆へして朝鮮をも併吞せるに拘はらず、我に對して何事のなすなかりしは、亦日本の武力の當るべからざることを認めしが為なりと思はる。

この書翰はこれ等のことをも説明し得るものなるを以て日本歴史の材料として尤も名譽あり光輝あるものなり⁽²⁰⁾。

この紹介文は田中義成の解説内容に基づいたものである⁽²¹⁾。この紹介の主旨が示すように、「啓写」は本来の史料の価値以上に、日本の武威を顯彰する政治的意義が重視されていたようである。明治天皇の古文書參觀はあたかも日露戦争の勝利を受け、日本・清国「満洲善後条約」が締結された七か月後であり、そのような情勢を時代に、「日本の武威の盛んに海外に輝けるを証す」史料として、「啓写」が御覽に供されたのである⁽²²⁾。

このように一八八八年には編年史編纂係が泰長院文書の写本を作成し、一九〇六年には「啓写」が天皇の御覽に供され、『史学雜誌』でも紹介されたにも関わらず、その後の研究で「啓写」が利用された痕跡はない。一九一五(大正四)年には、中村久四郎が『史学雜誌』において、漢文・和文史料における乞師関連史料を博搜して、明末清初の日本乞師について全体的考察を加えたが、九年前に同誌で紹介された「啓写」は利用していない⁽²³⁾。また一九三七(昭和一二)年には、石原道博も黄斌卿の命による馮京第の日本乞師に関する論考を発表したが、やはり「啓写」には言及していない⁽²⁴⁾。

泰長院文書所収の朝鮮関係文書、特に壬辰戦争関係の史料は、すでに多くの研究で引用されているが⁽²⁵⁾、「啓写」を紹介・検討した研究はほとんどなされていない。ただし近年では、前述のように顧明源が「泰長院文書」により日朝交渉における禅僧の役割について論じるとともに、「啓写」についても石原道博の見解を踏まえて簡単に言及し、かつ『華夷変態』に黄斌卿関連文書が存在することも紹介している⁽²⁶⁾。ただし顧明源の研究の主題はおもに日朝関係史にあるため、「啓写」や『華夷変態』収録史料の内容に関する具体的な考察はなされていない。

以下、本稿ではまず黄斌卿の事績と日本との関わりについて考察し、さらに「啓写」の全文を翻刻し、その内容を検討する。そのうえで関連するオランダ商館日記の記録なども参照して、一六四七年の黄斌卿による乞師の具体的な経緯と背景を論じることしたい。

二 黄斌卿の事績と日本との関係

黄斌卿は南明の隆武帝を奉じて、舟山を拠点として東南沿海地域で抗清活動を展開していた武将である。従来、黄斌卿については浙江の魯王政権に非協力的で、清朝への抵抗においても消極的だったとして、否定的に論じられる傾向があった⁽²⁷⁾。しかし近年では、盧正恒と徐衛東が黄斌卿に関する専論を発表し、黄斌卿の事績に再検討を加えている。徐衛東は後世における黄斌卿に対する否定的評価に疑問を呈し、関連史料を検討してその人物像を再評価した。また盧正恒も黄斌卿の事績を全面的に考察し、南明時期に黄斌卿が果たした積極的な役割を指摘し、その歴史的役割を検証している⁽²⁸⁾。ただし両者はもっぱら南明政治史の観点から黄斌卿を論じており、彼の日本乞師についてはほとんど論及していない。ここでは両氏の論考も参照して、改めて黄斌卿の事績について概述しておきたい。

黄斌卿（一五九七―一六四九）、字は明輔、号は虎痴、福建興化府莆田県の人である。一六二一（天啓元）年、父黄起鳴が貴州桐梓県典史に在職中、彝族の反乱（奢安の乱）で殉職したため、黄斌卿は恩蔭により試百戸の官銜が与えられ

た⁽²⁹⁾。一六二九（崇禎二）年、黄斌卿は安邦彦の乱で赤水衛を奪還し、一六三二（崇禎五）年に福建東山島にある銅山水寨の欽依把総に昇進した⁽³⁰⁾。翌年十月、鄭芝龍が料羅湾でオランダ人（紅夷）と海寇の頭目劉香の連合軍を撃退して勝利を収めた際には、黄斌卿も銅山水寨周辺でオランダ船を撃沈し⁽³¹⁾、一六三六（崇禎九）年に福建巡撫標下の中軍遊撃に抜擢された⁽³²⁾。一六四〇（崇禎一三）年までに福建参将に昇進し、その後も東南沿海で海賊平定などに功績を挙げ、浙江副総兵として寧紹参将を兼ね、一六四三（崇禎一六）年には池州参将に転じた⁽³³⁾。

一六四四年五月に南明弘光政権が成立すると、黄斌卿は祁彪佳の推薦により七月二四日に鎮江総兵に着任し、閩浙水師を統帥し南直鎮常蘇松の鎮守を担った⁽³⁴⁾。しかし二か月後には鄭鴻達（鄭芝龍の弟）と交替して九江総兵に異動し、さらに安慶総兵に遷った。翌年四月、さらに広西総兵に転任する際に左良玉の反乱に遭遇し、その平定に功績を挙げたが、清軍の南下により赴任できず、故郷の福建に戻って鄭芝龍や福建巡撫張肯堂の援助を求めた⁽³⁵⁾。同年、清軍の南下により弘光朝廷が滅亡すると、黄斌卿は福建で即位した隆武帝のもとに赴き、大量の資金を献上した後「肅虜侯」（後に「威虜侯」）に封じられ、舟山を拠点として反清活動を展開した。しかし一六四九年末にいたり、隆武政権を奉じる黄斌卿は、浙江の魯王政権に非協力的だとみなされ、それに不満を持つ麾下の武将によって襲殺されてしまった⁽³⁶⁾。

このように黄斌卿は一六四五から福建の隆武帝を奉じて舟山を拠点に清朝への抵抗を続けていたが、従来の研究では、彼と日本との関わりについてはまったく検討されていない。しかし『華夷変態』巻一、慶安二（一六四九）年の項には、黄斌卿に関する次のような記事が収録されている。

大明中興隆武己丑季夏吉旦

印

王 法 世 濟

欽命總理招討大師夷虜侯黃斌卿書

爵下參將石器○齋掛 一字忌之⁽³⁷⁾

これは「隆武己丑季夏吉旦」、すなわち一六四九（隆武五年）六月の吉日に、黃斌卿が書き、麾下の參將がこれをもたらしただという。『華夷変態』の編者である林春勝・林信篤父子は、冒頭の「大明中興隆武己丑季夏吉旦」という紀年について、「隆武己丑可疑、隆武改元者、丙戌也。明帝丁亥隆武改為永曆、然則黃斌卿不用永曆年號、猶守隆武年號歟」という注記を附している。丁亥（一六四七）年に南明政權が永曆に改元したにもかかわらず、己丑（一六四九）年になお隆武年号が使用されていることを指摘し、黃斌卿は永曆改元後も依然として隆武年号を奉じていたと推定したのである。実際、南明魯王政權に仕えた高宇泰が「隆武崩四年、猶稱隆武五年」と説くように、隆武帝の遺臣は一六四九年にいたっても隆武五年という紀年を用いていたとされ、上記の扁額の紀年と符合する⁽³⁸⁾。

『華夷変態』ではこの記事について、上記の附記以外には説明を記しておらず、それがいかなる理由で他の唐船風説書とともに『華夷変態』に収録されたのかも判らない⁽³⁹⁾。しかし「長崎市史 地誌編仏寺部」には、隠元隆琦が来日後に住持となったことで知られる長崎の東明山興福寺について、次のように記している。「本尊宮殿の真上に高く、「濟世法王」と題せる大額がある。これは明中興隆武二（ママ）己丑年六月に欽命總理招討大師威虜侯黃斌卿が書いたものである」⁽⁴⁰⁾。すなわち『華夷変態』所収の上記記事は、まさに黃斌卿が「濟世法王」四文字を書き、興福寺に掲げられた扁額を写したものであったのである。

そしてこの扁額は、現在も興福寺の大雄宝殿に掲げられており、筆者は実際にそれを確認・撮影した（写真1）。この扁額の右側には小字縦書きで「大明中興隆武歲次己丑季夏吉旦」、左側にも小字縦書きで「欽命總理招討大師威虜侯黃斌卿書」と記され、中央には大字横書きで「濟世法王」の四字が題されている。また、『華夷変態』には「濟世法王」の上部に「印」という文字が記されているが、実物では「世法」の二文字の上部に篆書的小型金印があり、「威虜侯印」と記されていることが確認できた。ただし『華夷変態』の記事末尾の「爵下參將石器○齋掛」という一文は扁額には記され



写真1 長崎市興福寺大雄宝殿中央扁額「濟世法王」

ておらず、扁額自体とは異なる情報源に基づくようである。

なお同時期のオランダ商館日記によれば、西暦一六四九年八月四日（旧暦六月二十六日）に、舟山（Shan）から一隻の「小型ワンカン船」が長崎に到着したという記事がある⁴¹。商館日記にはそれ以上の情報はないが、この船が舟山の黄斌卿のもとから来航し、上記の扁額をもたらした可能性も十分に考えられる。また管見の限り、黄斌卿と隠元隆琦の間に直接的な交流があったことを示す史料は確認できないが、隠元隆琦は魯王政権や隆武政権の重臣との交際は有しており⁴²、同じく福建北部出身である黄斌卿となんらかの關係があったとしても不思議ではない。また興福寺は浙江・江南出身者を中心とする「三江幫」が建立した唐寺であり、黄斌卿が興福寺にこの扁額を送った背景には、長崎の浙江系唐人との關係もあったのかもしれない。

また当時、武将が発給する文書は、麾下の文人幕僚が代筆することが多かった。ただし黄斌卿の場合は、自ら執筆した可能性がある。長崎興福寺の本堂に掲げられた「濟世法王」の扁額も、黄斌卿の自筆であった。さらに黄斌卿は読書を好み、深夜まで史書を読むことを常とし、『来威堂存稿』・『東南紀略』・『駢麗疏抄』・『閩浙雜詠』など、数十巻の著述を残したという⁴³。これらの著作はすべて散佚してしまったが、莆田出身者の詩文を輯録した鄭王臣『莆風清籟集』（乾隆年間刊）には、黄斌卿の詩二首が収録されている⁴⁴。また江戸後期の文人加藤良白は、当時「黄斌卿送馮躋仲同錦衣家弟之日域借師」と題する下記の七言律詩を記した、黄斌卿自筆の書軸が売りに出されたことを伝えている。

整頓飛鳧出甬東、稜稜劍氣出双虹。半肩行李山河重、一紙羽書日月通。

声徹秦庭悲夜雨、煙銷赤壁借天風。慢誇郭子連回紇、麟閣今標駕海功⁽⁴⁵⁾。

「黄斌卿送馮躋仲同錦衣家弟之日域借師」という詩題から、この七言律詩は黄斌卿が「馮躋仲」・「錦衣家弟」が日本乞師に赴く際に贈った送別詩であつたことがわかる。加藤良白は「錦衣家弟」とは黄宗羲を指すと推測しているが、のちに石原道博はこの送別詩を紹介して、「躋仲」とは馮京第の字であり、「錦衣家弟」は黄宗羲ではなく、黄斌卿の弟黄孝卿であると指摘している⁽⁴⁶⁾。「莆風清籟集」・「柳橋詩話」所収の黄斌卿の詩作からみても、彼は読書人的な教養を持つ「儒将」であつたと思われる。「啓写」も幕僚の代作ではなく、彼の自作であつた可能性が高い。朱舜水是黄斌卿を自らの「知己」と述べ⁽⁴⁷⁾、彼の死去に際しては、南明政権の重臣である徐孚遠や張煌言が弔詩を記しているのも⁽⁴⁸⁾、彼の「儒将」的側面を示すものであらう。

三 「啓写」の翻刻と訓読

本節では佐賀県立図書館所蔵の泰長院所蔵『泰長院文書』写真版を底本として、「啓写」の全文を翻刻し、その訓読を示す。翻刻にあたっては、鍋島内庫本『泰長院古文書』写真版と、『佐賀県史料集成』所収の複刻も参照した。いずれも『泰長院文書』を筆写ないし翻刻したものであるが、『泰長院文書』写真版と対照すると文字や書式の相違が少なくない⁽⁴⁹⁾。ここではもっぱら『泰長院文書』写真版に基づき、文字や擡頭もできるだけ原文に従い、評点を附して翻刻した⁽⁵⁰⁾。原文の明らかな誤字は「」内に正し、欠字・不明字は□によって示した。

皇剛欽命總理恢復中興水陸軍務糧餉聯絡瀾真廣閩江楚文武招順討逆滅奴靖京賜坐蟒尚方劍便宜行事掛肅虜將

軍印少師兼太子太師威虜侯黄斌卿謹 啓為泣血披誠、乞

師救國事、痛惟報仇雪耻、微臣萬死之孤忠、討賊援鄰、

霸國千秋之大義、斌卿齋心七日、刺臂血書、惟

大王哀其愚誠而惠聽之、邇我

大祖高皇帝驅屏胡元、奠安華夏、相傳十七帝、世濟其仁、平治三百年、

適丁阨今、偽清逆奴者、荒徼遺孽、屬衛小酋、忘⁵¹

累朝參養之深恩、逞羣醜跳梁之大逆、西吞卜插、東併朝鮮、乘寇亂而竊據北都、因叛降而蔓延南服、辱我

君父、傾我

廟陵、毀裂我冠裳、淫戮我士女、神人共憤、日月俱昏、蹂躪未及三年、腥羶幾半天下、生民未有此變、中國可謂無

人、幸而天意存唐、人心思漢、

皇上舊威鞠旅、多難興邦、已駕南征、佇張北伐、三楚師聯於秦晉、二東兵合於江淮、吳越之間義旗屢起、湖

海之上飛檄時聞、然終非

貴國之兵、無以殲犬羊、非

貴國之兵、無以急救水火、必得

貴國之堅甲利刃、而後金鼓可振、必得

貴國之分道長驅、而後南北可平、已聞

大王之仁、之威、興師十萬、特因問罪而來、且知

通國之義、之勇、治艦三千、亟欲乘風而至、其唐室之興也、事在

西人、今

明朝之復也、功繇

東國、此

大王救鄰之舉、為天下萬世所美傳、抑

大祖在天之灵、非孤臣人所能致、斌卿志堅復楚、義不帝秦、扶明主以中興、一心無貳、懸水軍於孤島、百戰未休、去年行在之玺書、備陳請援至意、今歲安昌之返命、具悉

賜救高情、側盼

旌旗、不啻從天而降、前迎

劍戟、何殊如日之升、伏乞

大王、速麾

貔虎之雄、蚤慰雲霓之望、助逆者殺無赦、皈正者予以生、土地人民、還之中國、府庫財幣、用犒

大師、貢市之通、世々子孫弗絕、約盟之後、源々玉帛交權、惟血誠可以動人、非骨肉莫能取信、特令錦

衣嫡弟黃孝卿、束身為質、畱侍

東京、御史監軍馮京第、敦請援師、尅期西發、若

大師一日未奏凱、則孝卿一日不敢皈□、

大師一刻未啓行、則京第亦一刻不敢返、斌卿眼穿目近、淚尽海枯、誓不與逆虜共載而生、願得見

大明重興而死、惟

大王哀其愚誠而惠許之、忍死待援、計日為□、剖心明志、滴血成書、附上玉帶一圍、竜袍一端、宝縑一品、

金盃一尊、礼之薄也、何敢獻

尊嚴、誠之至兮、聊以供

侍御、一輪日出、遙將肝腹之丹、万里湖□、永示往来之信、斌卿頓首々々、臨啓、可勝哀懇迫切之至

隆武參年伍月 日(52)

皇明欽命總理、恢復中興、水陸軍務糧餉、聯絡湖眞〔直〕廣閩江楚文武⁵³、招順討逆、滅奴靖京、賜坐蟒尚方劍、便宜行事、掛肅虜將軍印、少師兼太子太師威虜侯黃斌卿、謹んで啓し、泣血披誠して、師を乞い國を救わんが事の爲にす。痛く惟^{おも}うに、仇に報い耻を雪ぐは、微臣萬死の孤忠にして、賊を討ち鄰を援くるは、霸國千秋の大義なり。斌卿、齋心すること七日、臂を刺して血書す。惟^{ただ}大王、其の愚誠を哀れみ、これを惠聽せんことを。遡るに我大〔太〕祖高皇帝は胡元を驅屏し、華夏を奠安し、相伝うること十七帝、世其の仁を濟い、平治すること三百年。適^{なまたま}阨^{あう}今に丁。偽清の逆奴は荒徼の遺孽にして、屬衛の小酋たり、累朝參養の深恩を忘れ、群醜跳梁の大逆を逞しくす。西はト插^さを吞み、東は朝鮮を併せ、寇乱に乗じて窃かに北都に據り、叛降に因りて南服に蔓延し、我が君父を辱しめ、我が廟陵を傾け、我が冠裳を毀裂し、我が士女を淫戮す。神人共に憤り、日月俱に昏^{くも}し。蹂躪すること未だに三年に及ばざるに、腥羶は幾んど天下に半ばす。生民は未だ此の變有らず、中國に人無しという可し。幸いにして天意は唐を存ち、人心は漢を思う、皇上は旅に鞠げ威を奮い、多難に邦を興し、已に南征を駕め、佇^まちて北伐を張かんとす。三楚の師は秦晋に聯なり、二東の兵は江淮に合う。呉越の間、義旗しばしば起ち、湖海の上、飛檄時に聞く。然れども終に貴國の兵に非ざれば、以て尽くは犬羊を殲ぼすこと無し。貴國の兵に非ざれば、以て急ぎ水火を救うこと無し。必ずや貴國の堅甲利刃を得て後、金鼓振るう可し。必ずや貴國の分道長驅を得て後、南北平らぐ可し。已に大王の仁、(大王)の威もて、師十萬を興し、特に問罪に因りて来たと聞く。且つ通國の義、(通國)の勇もて、艦三千を治め、亟^{すみや}かに風に乗りて至らんと欲すと知る。其れ唐室の興るや、事は西人に在り、今明朝の復するや、功は東國に繇^よる。此れ大王救鄰の挙は、天下万世の美傳する所と為らん。抑も大〔太〕祖在天の灵、孤臣人の能く致す所に非ず。斌卿、志は堅く楚を復さんとし、義は秦を帝とせず。明主を扶けて以て中興し、一心にして二無し。水軍を孤島に懸け、百戦して休まず。去年行在の玺書は請援の至意を備陳し、今歲安昌の返命は賜救の高情を具悉す。旌旗を側盼するに、奮^たて天従りして降るのみならず。劍戟を前迎するに、何ぞ日の如く^{ごと}けるに殊らん。

伏して大王に乞うらくは、速やかに貔虎の雄を麾^よい、蚤^{つと}に雲霓の望を慰めんことを。逆を助くる者は殺して赦すこと

無く、正に販る者は予うるに生を以てす。土地人民は之を中国に還し、府庫財幣は用て大師を犒う。貢市の通、世々子孫絶うるなく、約盟の後、源々として玉帛もて交懽せん。惟だ血誠のみ以て人を動かすべく、骨肉に非ざれば能く信を取る莫し。特に錦衣嫡弟黃孝卿をして、束身して質と為し、留りて東京に侍らしむ。御史監軍馮京第をして、敦く援師を請い、期を尅めて西發せしむ。若し大師一日も未だ凱を奏せざれば、則ち孝卿一日も敢えては皈□せず。大師一刻も未だ行を啓さざれば、則ち京第亦た一刻も敢えては返らず。斌卿、眼は目近を穿ち、涙は海枯を尽くす。逆虜と共載して生きざる誓い、大明の重興を見るを得て死すことを願う。惟だ大王其の愚誠を哀れみ、之を惠許せんことを。死を忍びて援を待ち、日を計りて□をなし、心を剖きて志を明らかにし、血を滴らせて書を成す。玉帶一圍、竜袍一端、宝纒一品、金盃一尊を附上す。礼の薄きや、何ぞ敢えては尊嚴に獻さん。誠の至るや、聊か以て侍御に供さん。一輪の日出、遙に肝腹の丹を將てし、万里の湖□、永く往来の信を示す。斌卿、頓首々々。啓に臨みて、哀懇迫切の至に勝う可し。隆武參年伍月 日。

黃斌卿はこの書啓において、まず北方の蛮族たる清朝が中華の地を蹂躪していることを指弾し、それに対して南明勢力が反攻を開始し、南方に兵威を広げ北伐を図りつつあると述べる。ただし南明勢力だけでは清朝を完全に中華から駆逐することは容易ではなく、日本の軍事的支援が不可欠であり、日本の「大王」（徳川将軍を指す）は援軍の準備を進めていると聞くが、その美筆は万世に渡って賞揚されるであろうと強調する。

そのうえで黃斌卿は、「大王」に対して速やかな救援を要請し、南明勢力もその軍費を供出し、功が成れば子々孫々通交と交易を行なうことを説く。そして今回は弟の黃孝卿と御史の馮京第を日本に派遣し、黃孝卿を質使として「東京」（江戸）に赴かせるとともに、馮京第には日本の援軍を先導させるとし、それぞれの使命を果たすまでは、兩人とも帰国しないだろうと述べる。そして最後に「逆虜と共載して生きざる誓い、大明の重興を見るを得て死すことを願う」として、「大王」が援軍要請を受諾することをあらためて要請するのである。

四 「啓亨」からみる一六四七年の日本乞師

冒頭でも述べたように、黄斌卿が馮京第を日本乞師に派遣した年代については、一六四七（隆武三）年と、一六四八（隆武四）年の二説があり、定論がなかった⁵⁵。しかし「啓亨」の末尾には、「隆武參年五月」という年月が明記されており、黄斌卿による日本乞師は一六四七に行われたことが確認できる

また馮京第に同行して乞師に赴いた人物についても、黄宗羲説、明宗室の安昌王説、黄斌卿の弟である黄孝卿説の諸説がある。前述のように、筆者は別稿で黄宗羲説が成り立たないことを示した。さらに「啓亨」には、「特に錦衣嫡弟黄孝卿をして、東身して質と為し、留まりて東京に待らしむ。御史監軍馮京第をして、敦く援師を請い、期を尅めて西発せしむ」とあり、馮京第に同行したのは黄孝卿だったことが明記されている。

一方、安昌王が馮京第に同行したという説は、黄宗羲『海外慟哭記』、高宇泰『雪交亭正氣錄』などに、一六四七年六月に安昌王・馮京第・黄孝卿がともに日本に出兵したことという記事があることに基づく⁵⁶。この問題に関して、「啓亨」には「去年行在の璽書は請援の至意を備陳し、今歳安昌の返命は賜救の高情を具悉す」という一節がある。「去年行在の璽書は請援の至意を備陳し」とは、一六四六年に「行在」福州を拠点としている隆武帝・鄭芝龍が日本に黄微明を派遣して、乞師を求める親書を送ったことを指す⁵⁷。また「今歳安昌の返命は賜救の高情を具悉す」とは、一六四七年には安昌王が帰国して、日本に援軍派遣の意思があると報告したことを意味する。

安昌王の日本派遣については、魯王政権に仕えた査繼佐『罪惟録』にも、「魯王は舟山を保ち、藩安昌王に命じ、牛、驢等を資して日本に控えしむ」という記事がある⁵⁸。また張麒白『浮海記』によれば、安昌王は一六四七年三月に、周崔芝の義子林皋とともに日本へ出航したという⁵⁹。

さらに長崎のオランダ商館長ウィレム・フルステーヘンは、一六四七年五月一八日（旧暦四月一四日）の日記におい

て、安昌王の長崎来航について次のように記している。

待たされていた一隻の小型ジャンク船が現れる。それに乗ってきた使節は、彼は福州の長官の弟であるという。……何人かの女性を伴い、また彼等の様式の馬車一台、三頭の驢馬と三頭の牛を伴っていた。知事の通事が船上へ行く。……ジャンク船船長を通じて同人○通事。と話した。それは通事が彼に対して、口を利くにはあまりに身分が低く、賤しいからだという。一日に三回マスケット銃が発射され、朝に旗が掲げられ、夕刻に再び降ろされる時に、楽器が演奏される。結局のところ彼等の活動はほとんど重要な意味を持たないだろう。なぜなら、タルタリア人は、あまりに深くまで侵攻しており、日本人は最強のものに付くであろう⁽⁶⁰⁾。

これによれば長崎に入港した「福州の長官の弟」は、「三頭の驢馬と三頭の牛」を伴い、「知事」(長崎奉行)が派遣した唐通事が船上に赴き交渉に当たったという。ここでいう「福州の長官の弟」とは、当時福州附近を拠点としていた魯王の弟である、安昌王を指すにちがいない。またこの使節が「三頭の驢馬と三頭の牛」を伴っていたというのは、査繼佐が「藩安昌王に命じ、牛、驢等を費^{もたら}して日本に控^{うった}えしむ」と記すのと符合する。その後、彼らは上陸することなく、砂糖と食糧を交易し、五月二十四日(旧暦四月二十四日)には帰帆した。そして「驢馬や水牛は事前に贈物として受け取れるでも、誰かに宛がわれるでもないまま陸揚げされた」という⁽⁶¹⁾。

関連する漢文史料として、李天根『燭火録』によれば、魯王は隆武帝の遣使(冒頭で提示した一六四五年周崔芝と一六四六年鄭芝龍の乞師)に続き、翌年(一六四七年)には安昌王をふたたび派遣した。日本側は当初はその一行を優遇したが、十日余りすると態度を急変し、速やかに帰国するように促した。のちに日本人はその理由について「爾明朝は喪敗し、我国に來たりて師を乞う。当に麻衰もて痛哭すべし。何ぞ尚お其の威儀盛んにするを得んや。是に於いて爾明朝に人無きを知り、故に兵をせざるなり」と述べたという⁽⁶²⁾。フルステールも安昌王は地位の低い唐通事と直接会話することを拒み、船長を通じて意思疎通したと記しており、実際に安昌王の尊大な態度が日本側に悪印象を残したことを窺わせる。

フルステアーヘンが「結局のところ彼等の活動はほとんど重要な意味を持たないだろう」と述べるように、安昌王による乞師はなんら成果を収めることはなかった。しかし同年黄斌卿が日本に送った「啓写」には、「今歳安昌の返命は賜救の豪情を具悉す」とあり、安昌王が日本側は軍事援助に前向きだと報告したように記す。おそらく安昌王は帰国後、実態とは異なる報告を魯王政権や舟山の黄斌卿に伝えたのであろう。

フルステアーヘンが記すように、安昌王は一六四七年の旧暦四月一四日に長崎に入港し、二四日に長崎を出航した。安昌王の帰国後ほどなく、黄斌卿は同年五月に「啓写」を作成した。一方、馮京第は黄斌卿の命により、清朝の呉淞提督呉勝兆の叛乱に呼応して、同年四月に張名振・張煌言とともに舟山から崇明島に出撃したが、暴風により大きな損害を受け舟山に戻っている⁽⁶⁵⁾。そして五月末ごろ、黄斌卿の命により黄孝卿とともに舟山を出航し、長崎に向かったと考えられる。

馮京第一行の長崎来航について、フルステアーヘンは西暦七月七日（旧暦六月六日）の日記に次のように記している。

正午に二隻のジャンク船が現れた。一隻は去る五月十七日に唐通事の助けで当地から出たもので、ソンチョウ島（南京の川よりもっと北川で、同所の岸から四五マイル沖にあり、大きさは四国とほとんどかわらない）から来たという。……もう一隻の小型ジャンク船は、多くの数の旗類を付けて、前と同じように大使を載せて前述の島から来た。彼等はこの国では許容されず、受け容れられない。彼等の帰帆の通航証を既に再び得ており、しばらく風を待つて⁽⁶⁶⁾いる。

さらに西暦七月九日（旧暦六月八日）の日記に次のように記している。

夜に一隻の小型ジャンク船が到着した。前述の大使の仲間であるらしく、それは上陸することなく、大使とともに帰帆することになっている⁽⁶⁶⁾。

これによれば、西暦五月二十四日に長崎を出航した安昌王のジャンクが帰還した後、馮京第は「ソンチョウ島」から長崎に向かい、七月七日（旧暦六月六日）に長崎に入港したことになる。「ソンチョウ島」は位置的に崇明島を指すのか

もしれない。また馮京第のジャンク船が長崎に入港した二日後、「夜に一隻の小型ジャンク船」も入港しており、それは「前述の大使の仲間」である。馮京第と黄斌卿が二隻のジャンクに分乗していたのだと思われる。

ただしフルステアーヘンが「彼等はこの国では許容されず、受け容れられない。彼等の帰帆の通航証を既に再び得ており、しばらく風を待っている」と記すように、幕府は当初から彼らの乞師要請に応じる意向はなく、ただちに帰国を命じたようだ。実際に馮京第がいつ帰国したのは不明だが、西暦八月二日・三日（旧暦七月二日・三日）には、なお長崎港に滞在していたことが確認できる⁽⁶⁶⁾。馮京第は同年旧暦十二月には黄斌卿に従って寧波攻撃に参加しているので、彼は西暦八月以降、同年末までには帰国したのであろう⁽⁶⁷⁾。

黄斌卿は「啓写」において、日本の援軍を得て清軍を駆逐した後には、日本と永く「貢市」（朝貢・互市）を通じ、通交を続けたいと述べている。徳川幕府はたしかに初期には朝鮮や琉球を通して明朝との公的通交・貿易の復活を試みたが成果を得なかった⁽⁶⁸⁾。しかし一六四七年時点では、幕府は一連の鎖国令を通じて通交・交易統制を強化する一方、長崎には多くの唐船が来航して交易を行っており、もはや中国との公的通商の再開を求める意図はなく、黄斌卿の提案は現実性を欠いていた⁽⁶⁹⁾。

また「啓写」では「皇上は旅に鞠げ威を奮い、多難に邦を興し、すでに南征を駕め、行ちて北伐を張かんとす。三楚の師は秦晋に聯なり、二東の兵は江淮に合う」と、あたかも隆武帝が健在で南方の攻略を進め北伐も準備しているように記す。しかし幕府は唐船風説書を通じて中国大陸の戦況をかなり正確に把握しており、一六四六年八月末に隆武帝が清軍に殺害された際も、一か月半後の同年一〇月には、幕府は長崎からの注進によりその情報を把握していた⁽⁷⁰⁾。幕府は黄斌卿が「啓写」に記す戦況が虚勢であることを十分に了解していた。現実にはフルステアーヘンが述べるように、「タリタリア人は、あまりに深くまで侵攻しており、日本人は最強のものに付くであろう」という状況にあったのである。

おわりに

本稿では黄斌卿の命による馮京第の日本乞師について、従来の研究ではほとんど紹介されていない泰長院文書所収の「明将黄斌卿啓写」を翻刻・訓読し、この乞師が一六四七年に実施され、馮京第とともに黄斌卿の弟黄孝斌が同行したところなどを明らかにした。さらに関連する漢文史料や『オランダ商館日記』などを利用して、この乞師の経緯やその背景についても論証した。

なお一六四七（正保四）年は、六月末にゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザを使節とするポルトガル船が長崎に來航し、通商再開を求めた年でもあった。馮京第らは月初に長崎に入港していたのである。前後して來航した馮京第のジャンクとソウザのポルトガル船は、長崎港内で遭遇したと考えられる。一六四七年のポルトガル船長崎來航事件については、江戸幕府の外交・海防史上の重大事件として、多くの詳細な研究がある^①。しかし従来の研究では、このポルトガル船來航事件と、同時期の馮京第の乞師との関わりについてはまったく論じられていない。「啓写」が佐賀藩の泰長院に所藏された理由としても、ポルトガル船來航に際して、佐賀藩も長崎警備役に任じられたことと関連すると思われる。一六四七年のポルトガル船來航と馮京第乞師との関連については、漢文・和文史料やオランダ商館日記などを併用して、稿を改めて検討を加えることにしたい。

註

（１）石原道博『明末清初日本乞師の研究』（富山房、一九四五年）。

（２）本稿での年表記は原則的に西暦により、おもに南明年号を附記するが、必要に応じて日本年号なども附記する。

- (3) 代表的な研究として、石原前掲『明末清初日本乞師の研究』正編「明將周鶴芝・馮京第の日本乞師に就いて」一五〇二頁、小宮木代良「明清交替情報と佐賀藩の長崎番役」(『近世前期の公儀軍役負担と大名家——佐賀藩多久家文書を読みなおす——』岩田書院、二〇一九年)七七〇九六頁、同氏「明清交替期幕府外交の社会的前提——牢人問題を前提として——」(中村實編『鎖国と国際関係』、吉川弘文館、一九七七年)二二六〇二六八頁、同氏「明末清初日本乞師」に対する家光政権の対応」(『九州史学』九七号、一九九〇年)一一一九頁、山本博文「武威の構造——明清交替期の幕藩制国家——」(『歴史評論』五三九号、一九九五年)一八〇三四頁、喜舎場一隆「唐藩の日本乞師と薩琉関係」(『南島史学』四六号、一九九五年)一一一九頁参照。中国での主要研究としては、南炳文「南明首次乞師日本将領之姓名考」(『史学月刊』二〇〇二年一期)四七五二頁、南炳文「周鶴芝の姓名及其乞師日本」(『明史研究』一期、二〇〇一年)一七七〇一八九頁、白蒂・阮戈「鄭氏政権與徳川幕府——以向日乞師為討論中心」(『海洋史研究』一五輯、二〇二〇年)一一〇一三二頁参照。
- (4) 一六四六(隆武二)年の隆武政権滅亡後も、魯王監国政権は浙江・福建で清朝に抵抗を続け、「監国」某年という紀年を用いた。
- (5) 主要研究としては石原前掲『明末清初日本乞師の研究』一九〇二〇頁、木宮泰彦「明末の乞師及び乞食」(『日支交通史』下巻、金刺芳流堂、一九二七年)四七〇頁、楊雲萍「南明時代與日本の関係」(『南明研究與台湾文化』、台湾風物雜誌社、一九九三年)二九五〇二九六頁。
- (6) 小野和子「明季党社考」第九章「復社の人びとレジスタンス」(同朋舎、一九九六年)六〇六〇六八頁。
- (7) 劉明鏞「明末清初の史料『浮海記』と一六四九年南明魯王政権の日本乞師について」(『東アジア文化交渉研究』一七号、二〇二四年)三三七〇三七七頁。
- (8) 馮京第の一六四七年乞師説をとる主要研究としては、梁啓超「黃梨洲朱舜水乞師日本辯」(『東方雜誌』二〇巻六号、一九二三年)六二〇六四頁、石原前掲『明末清初日本乞師の研究』一四〇二〇頁がある。一方、近年の中国の研究では一六四八年説をとるものが多い。呉光「黃梨洲乞師日本史実考」(『浙江学刊』一期、一九八八年)七八〇八〇頁(講演稿)、呉光「黃梨洲乞師日本史実考」(『文学論輯』三三巻、一九八七年、一六三〇一六八頁)、陳祖武「黃宗羲東渡日本史事考」(『浙江学刊』一期、一九八八年)七五〇七七頁、祝求是「南明馮京第日本乞師一次考」(『寧波廣播電視大學學報』一期、二〇〇四年)一三〇一七頁、閻瑞雪「黃宗羲日本乞師事

考——兼論南明士大夫対中日関係の看法』(『南昌大学学报(人文社会科学版)』三期、二〇一四年) 一一五—一一九頁。

(9) 黄宗羲同行説をとる主要研究としては前注に参照。

(10) 劉前掲「明末清初の史料『浮海記』と一六四九年南明魯王政権の日本乞師について」三六四—三六六頁。

(11) 佐賀県史料編纂委員会編『佐賀県史料集成』第五卷(佐賀県立図書館、一九六〇年) 三頁。

(12) 顧明源「西国日本における地域権力の対外関係と禪僧……一六世紀から一七世紀前半の臨済宗幻住派と妙心寺派をめぐる」九州大学博士論文、二〇二二年、七七—七八頁。諸事情により、顧氏の博士論文は現時点では非公開であるが、顧氏の御厚意により、泰長院文書に関連する部分を参照した。

(13) 佐賀県立図書館『泰長院文書』(請求記号…複史〇五—一) のリストに参照。

(14) なお一九〇六(明治二二)年には史料編纂掛が鍋島報効会所蔵『泰長院古文書』の筆写本を作成している(東大史料編纂所、請求記号三〇七・九二二)。また一九三五(昭和一〇)年には、九州帝国大学九州文化史研究所が鍋島家内庫所蔵『泰長院古文書』の写本を作成しており、九州大学附属図書館「九大コレクション」で公開されている(<https://hdl.handle.net/2324/1570426> <https://hdl.handle.net/2324/1570463>)。

(15) 東大史料編纂所、請求記号三〇七・九二二八。翌年には編年史編纂掛が『国別文書』(請求記号四一七・〇二二二三)を編纂した際にも、泰長院文書を筆写本に基づき一六六冊に収録した。一九七〇年には、史料編纂所があらためて泰長院文書の写真版を作成している(写真帳一冊、請求記号六一七・九二二二八)。

(16) 各文書の表題は下記の通り。一「章福稟書写」、二「漢城散人書牘」、三「詩篇」、四「朝鮮国大將軍李答柳川調信書写」、五「朝鮮国大將軍李書写」、六「金海守白士霖書写」、七「朝鮮国大將軍李答鍋島直茂書写」、八「金海守白士霖答豊茂守書写」(本文省略)、九「慶尚道防御使金応瑞書写」、一〇「明将黄斌卿啓写」、一一「東埔寨国握仔昭花書写」、一二「東埔寨国握仔昭花書写」、一三「鍋島直茂檄答書草案」、一四「鍋島直茂檄答書案」(本文省略)、一五「鍋島直茂寄大將軍李書案」(本文省略)、一六「鍋島直茂答大將軍李書案」、一七「茂守答白士霖書案」、一八「某答白士霖書案」、一九「茂守寄金応瑞書案」、二〇「茂守寄金応瑞書案」、二一「將軍德川秀忠答朝鮮国王書写」、二二「將軍德川秀忠答朝鮮国王書写」、二三「朝鮮国王李琿贈德川秀忠書写」、二四「詩篇」。

- (17) 「東埔寨国握仔昭花書写」については、北川香・岡本真「一七世紀初頭カンボジア——日本往復書簡について——」（『東南アジア——歴史と文化——』四四号、二〇一五年）一二〇～一四一頁参照。
- (18) 前掲「佐賀県史料集成」第五卷三四九～三五〇頁。
- (19) 東京帝国大学『東京帝国大学五十年史』下冊（東京帝国大学、一九三二年）一〇二頁。宮内庁『明治天皇紀』第一（吉川弘文館、一九七五年）五八九頁。
- (20) 史学会『史学雑誌』一七編八号、一九〇六年、「彙報」七七～七八頁。『歴史地理』八卷八号「評論及彙報」七〇三～七〇四頁にもほぼ同内容の紹介がある。
- (21) 前掲『史学雑誌』一七編八号「彙報」七六頁に、「其の説明の大様を漏れ聞くことを得たれば、左に之を録せん」とある。
- (22) なおこの解説において、「末文に隆武三年とあるは我が後光明天皇の慶安元年にして」と説くのは誤りである。一六四五（弘光元）年、南京の弘光政権滅亡後、唐王（隆武帝）が即位したが、この際、隆武帝は通常の翌年改元ではなく、直ちに「隆武元年」と改元した。したがって「隆武三年」は一六四八（慶安元）年ではなく、一六四七（正保四）年にあたる。『通航一覽』卷二百十二「唐国福建省台湾府部八」（国書刊行会、一九一三年）三九一頁、『佐賀県史料集成』第五卷三四一頁でもこの誤りを踏襲している。
- (23) 中村久四郎「明末の日本乞師及び乞資」（『史学雑誌』二六編五号、一九一五年）一～二五頁、同「明末の日本乞師及び乞資」（『史学雑誌』二六編六号、一九一五年）五九～七〇頁。
- (24) 石原道博「明将周鶴芝・馮京第の日本乞師に就いて」（『斎藤先生古稀祝賀記念論文集』、刀江書院、一九三七年）一九～四六頁。石原前掲「明末清初日本乞師の研究」一五～二〇頁所収。
- (25) 近年の代表的研究として、顧明源「壬辰戦争における佐賀の従軍僧は琢明琳について」（『九州史学』一八五号、二〇二〇年）五九～八四頁、金岡泰「泰長院文書」収録の書状から見た朝鮮軍と日本軍の裏面交渉」（川西裕也・中尾道子・木村拓編『壬辰戦争と東アジア』、東京大学出版会、二〇二三年）二四一～二九〇頁。
- (26) 顧明源「西国日本における地域権力の対外関係と禅僧……一六世紀から一七世紀前半の臨濟宗幻住派と妙心寺派をめぐって」九州大学博士論文、二〇二二年、七七～七八頁。

(27) 温審臨『南疆逸史』卷五三「黃斌卿伝」(中華書局、一九五九年)四〇四頁に「斌卿怯於大敵而勇於害其同類」という評価(消極的に抗清し、南明の諸勢力に危害を加える)が代表的である。

(28) 徐衛東「南明将領黃斌卿事跡志疑一」『明清論叢』一五輯、二〇一五年)六四〇九六頁、盧正恒「明清之際浙江将領黃斌卿研究」『清史論叢』二期、二〇一五年)九〇〇一〇五頁。ただし兩氏の議論には、関連する南明史料が錯綜していることもあって、部分的な誤りも散見する。一例として、兩氏は黃斌卿は一六四五(弘光)年五月に南下する清軍と鎮江で対峙したと記す(盧前掲論文九七頁、徐前掲論文七七頁)。しかし黃斌卿は一六四四(崇禎一七)年七月、蘇松巡撫祁彪佳的推薦により鎮江總兵となったが、二ヶ月後に辞任し、一六四五年五月には福建に帰郷していた。『祁彪佳日記』下冊卷十五「乙酉日曆」(浙江古籍出版社、二〇一六年)八二九頁。

(29) 『乾隆』福建通志』卷四十四「人物志」(欽定四庫全書本)四五、七二葉。『明熹宗實錄』卷之二十九、天啓二年十二月辛巳条、卷之三十四、天啓三年五月庚寅朔条(中央研究院歷史語言研究所、一九六六年)一四六四、一七四五頁。『明史』卷二百九十「忠義二」(中華書局、一九七四年)七四四四頁。

(30) 『乾隆』興化府莆田県志』卷二十九「人物志」武烈伝(方志出版社、二〇一七年)五〇六葉。「欽依把總」について、『銅山志』卷之三「武備志」(中國地方志集成・福建府県志集、上海書店、二〇〇〇年)三三〇頁に「嘉靖四十二年、改設欽依把總一員、建署所城外」とある。

(31) 中央研究院歷史語言研究所『明清史料』乙編第七本(商務印書館、一九三六年)六九五〇七〇〇頁。鄒維璉『達觀樓集』卷十八「奉剿紅夷報捷疏」(『四庫全書存目叢書』集部一八三冊、中華書局、一九九七年)二三七、二四〇頁。江樹声訳著『熱鬧遮城日誌』第一冊、西曆一六三三年一〇月一九、二〇、二二日条(台南市政府、二〇〇〇年)一三一〇一三三頁。中国第一歴史档案馆『中国明朝檔案総匯』第二一冊「為循例奉劾閩省武職並護守備李榜等員事」(広西師範大学出版社、二〇〇一年)三五四頁。盧正恒はこれを崇禎七年の事件とするが(盧前掲「明清之際浙江将領黃斌卿研究」九三頁)誤りである。

(32) 中央研究院歷史語言研究所『明清史料辛編』「兵部題行推補福建巡撫標下中軍遊擊稿」(中華書局、一九八七年)二四二頁。

(33) 『明史』卷二百七十七「沈猶龍伝」(中華書局、一九七四年)七〇九六頁。中央研究院歷史語言研究所『明清史料戊編』「浙閩追剿

海寇叙功残件」(中華書局、一九八七年) 八八～九〇頁。中央研究院歷史語言研究所『明清史料辛編』[兵部題行應撫鄭瑄題稿](中華書局、一九八七年) 一九二七頁。

(34) 『祁彪佳文稿(一)』[都撫疏稿]「題為請留忠勇將臣壯壁壘以固藩籬事」、「題為江上戰守攸藉重鎮不可屢更再申懇留帥臣乞信明綸以鼓士氣以輯民心事」(書目文獻出版社、一九九一年) 七九八、八二〇頁。王鐸『擬山園集』卷二「勅諭鎮南總兵都督黃斌卿」(清代詩文集匯編) 第六冊、上海古籍出版社、二〇一一年) 四二五頁。また『祁彪佳日記』下冊卷十四「甲申日曆」(浙江古籍出版社、二〇一六年) 七六五頁。

(35) 李清『南渡錄』卷之二・三・五、八月癸酉・十一月己酉・三月戊戌・四月戊辰条(浙江古籍出版社、一九八八年) 八九、一五七、二四〇、二六七頁。前掲『祁彪佳日記』下冊卷十五、七七七、八二九頁。

(36) 錢海岳『南明史』卷四十九「列伝第二十五」(中華書局、二〇〇六年) 二四四三～二四四八頁。張家壁『難遊錄』(『明清史料叢書統編』國家圖書館出版社、二〇〇九年) 一一八頁。

(37) 林春勝・林信篤編『華夷變態』上冊卷一(東洋文庫、一九五八年) 二五頁。なお東洋文庫活字本は、末尾を「一字忘之」とするが、国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている紅葉山文庫旧蔵本(特100-0001、<https://www.digitalarchives.go.jp/img/3811567>)・大学頭林家旧蔵本(特184-0273、<https://www.digitalarchives.go.jp/img/3753627>)では「一字忘之」となっており、これに従う。

(38) 高宇泰『雪交亭正氣錄』卷十一「特紀」(台灣銀行經濟研究室、一九七〇年) 一八七頁。

(39) 顧明源はこの文書について、「日付・印判・差出人という部分のみしか残っていない」残篇と記している。顧前掲『西国日本における地域権力の対外関係と禅僧』一六世紀から一七世紀前半の臨濟宗幻住派と妙心寺派をめぐって」七七頁。

(40) 長崎市役所『長崎市史 地誌編仏寺部下』(清文堂、一九三八年) 一八九頁。なお長崎市教育会編『長崎自讃』(長崎市教育会、一九三九年) 一二六頁には、興福寺のこの扁額は「清朝から護衛兵附で送られたほどの貴重品で欽命総理黄斌卿(ママ)の筆である」と記す。むろん黄斌卿は清朝の武臣ではないが、扁額が護衛兵によつて送られたことが伝承に残っていたことがわかる。

(41) 東京大学史料編纂所編『日本関係海外史料 オランダ商館長日記 訳文編之十一』(東京大学史料編纂所、二〇一一年) 二二〇頁。

(42) 一六五四(承応三)年に来日するまで、隠元は福建黄檗山の住持を務めていた。彼は明遺民として南明勢力と関わっており、魯王

監国建国公鄭彩や隆武帝内閣学士黃道周あての詩も残されているが、黃斌卿との繋がりには確認できない。平久保章編『新纂校訂隱元全集』三卷「隱元禪師統録」、「贈羽翁建國公」、「贈建國公」、「次建國公扇頭韻」、「石齋黃老先生殉節次韻」、「憶石齋先生」（開明書院、一九七九年）一五〇九、一五一〇、一五三六頁。平久保章「隱元」（吉川弘文館、一九八九年）六四、六六頁参照。

(43) 前掲『乾隆』興化府莆田県志「六頁」。「斌卿沉毅好讀書、夜必張燈誦史。漏深乃就寢。雞鳴治軍、日以為常。所著有『采威堂存稿』、『東南紀略』、『駢麗疏抄』、『閩浙雜詠』共數十卷」。

(44) 鄭王臣輯録『莆風清籟集』卷三十五、「四庫全書存目叢書」集部四一一冊（齊魯書社、一九九七年）五八八五八九頁。「蘭陔詩話。虎痴少落魄、好談王霸之略、人多笑之。及在戎間、屢殲巨寇、威名大著。甲申之變、率舟師勤王。為馬阮所阻、從外海歸、屯師舟山。阮進等忌殺之。其文辭亦雅贍、彫版藏林斯非家、今已喪失無存。……中秋海上報捷。夜半戈船出甬東、五更露布奏膚功。犀鼃穩泛三秋月、鵝鷺雄飛万里風。瀚海無波清鉄甲、天山有石紀稠弓。試看日照扶桑處、劍氣稜稜驚彩虹」。「汛定海登招宝山夜望。六熬天外一孤城、遙望海山万里平。風卷旌旗沙做陣、月明灯火水連營。層層樓閣空中現、点点蓬萊掌上擎。細聽潮声吹鼓角、腰間宝刀幾回鳴」。

(45) 加藤良白『柳橋詩話』（池田四郎次郎編『日本詩話叢書』第六冊、文會堂書店、一九二二年）四五九、四六〇頁。「二十年前、有人持此幅來売、価亦廉。当時諸名家不曉尤物、批閱匆匆、惟評書法之妍媸耳。黃斌卿所指斥錦衣家弟者、即黃宗羲云。加藤良白（一七八九、一八六一）については、『日本詩話叢書』の解題によれば、「加藤良白、善庵と號す、又た草軒、富春と號す、姫路藩の醫員にして學を好みて交濚あり、江戸に到りて、太田錦城の門に入る、人と爲り、滑稽酒脱、好んで談笑して人の頤を解かしむといふ」とある（前掲『日本詩話叢書』三三三頁）。

(46) 石原前掲『明末清初日本乞師の研究』二〇頁。なお同時期に舟山に滞在していた張煌言も、「黃金吾」と「馮侍御」が日本乞師に赴く際に送別詩を贈っている。張煌言『張蒼水全集』「送黃金吾馮侍御乞師日本」（上海古籍出版社、一九八五年）六二頁。「侍御」は馮京第の官職「御史」の雅称であり、「黃金吾」は黃宗羲ではなく黃孝卿を指している（石原前掲書二〇頁）。張煌言（一六二〇、一六六四）は明末の拳人。南明魯王を奉じ鄭成功らと協力して抵抗活動を続けたが、魯王の死後、清軍に捕らえられ処刑された。張煌言に関する專論は下記の通り、陳永明『從逆寇到民族英雄——清代張煌言形象的転変』（台大出版中心、二〇一七年）。

(47) 朱舜水『朱舜水集』卷七「書簡四」、「答安東守約書三十首」（中華書局、一九八一年）一八六、一八七頁。「至于知己兩字、他人以

為尋常贈遺語、不佞絶不肯許人。……他若威虜侯黃虎老、知之而未及」。

- (48) 張煌言「弔爾虜侯黃虎痴」、前掲『張蒼水全集』六八頁、徐孚遠「釣璜堂存稿」卷十三「挽黃虎痴」(清代詩文集匯編)第一六冊、上海古籍出版社、二〇一一年)五二八頁。前掲徐衛東論文、八八～九〇頁參照。徐孚遠(一六〇〇～一六六五)は明末の挙人。東南沿海の抗清活動に参加し、のち鄭成功とともに台湾へ赴いた。陳乃乾・陳洙纂集『徐閣公先生年譜』(台湾經濟銀行、一九六一年)參照。

- (49) 例えば、「啓写」に「君父」と「廟陵」は單擡に対し、「佐賀県史料集成」には「君父」が單擡、「廟陵」が双擡にしている。「啓写」は「宝綴」と記すに対し、「佐賀県史料集成」には「寶綴」と翻刻した。

- (50) なお「啓写」における擡頭は、一部に明代の書儀規定に合致しない部分がある。例えば、「君父」と「廟陵」は双擡の箇所だが、「啓写」では單擡である。それらが原文書に由来するのか、筆写の際の誤記かは不明である。明代書儀規定については、熊鳴岐「昭代王章」(名例)(玄覽堂叢書初集第十六冊、正中書局、一九八一年)二八～三三頁參照。

- (51) 「適丁阨今、偽清逆奴者」「西人」の箇所は改行以外に、通常より一文字を空いて書き始めた。これは抄録者のミスか、もしくは黃斌卿がそのまま書いたかは不明である。もし黃斌卿がそう書いたであれば、「清」や「西人」を貶める意味が含まれているのであろう。

- (52) 前掲佐賀県立図書館『泰長院文書』『泰長院古文書』。前掲『佐賀県史料集成』第五卷三三八～三四一頁。

- (53) 佚名『隆武紀略』(陳支平編『台湾文獻匯刊』第一輯第一冊、厦門大学出版社、二〇〇四年)九七頁に「聯絡浙直江廣閩楚賜蟒玉劍威虜侯黃卿」とある。

- (54) ト挿、ト會と挿會である。ト會はトゥメト一族、アルタン・ハーン時代に明朝から順義王の号に授けられた。挿會はチャハル一族、その族長はモンゴルのハンでもある。ここはモンゴル全体を指す。

- (55) 馮京第の日本乞師の年代については、黃宗義『海外慟哭記』(台湾經濟銀行、一九六二年)一一頁、高宇泰『雪交亭正氣錄』卷七「庚寅紀」(台湾經濟銀行、一九七〇年)一四七頁、查繼佐『罪惟錄』列伝卷之三十六「日本国」(浙江古籍出版社、一九八六年)二八四五頁は一六四七年と記す。これに対し、邵廷采『東南紀事』卷二「魯王以海」(台湾銀行經濟研究室、一九六一年)三一頁、李天根『燭火錄』卷十八「戊子」(台湾經濟銀行、一九六二年)一〇〇一頁などは一六四八年とする。徐薫『小腆紀年附考』卷十六(中

華書局、一九五七年）六二七頁などは年代を明記しない。一六四九年説に関しては劉前掲『明末清初の史料「浮海記」と一六四九年南明魯王政權の日本乞師について』三六〇～三六六頁に参照。総じて馮京第の乞師について、早期に成立した史料はほとんど一六四七年と記すが、康熙末年以降の成立した史料では、おおむね一六四八年もしくは一六四九年と記されている。従来の研究者は、なぜか査繼佐、高宇泰、黃宗羲など実際に魯王政權に関与した人物の記録ではなく、清朝中期以降の史料や偽作の可能性がある史料を論拠とする傾向がある。

- (56) 前掲『雪交亭正氣錄』一四七頁。『海外慟哭記』一一頁。
- (57) 一六四六年隆武帝・鄭芝龍の遣使は前掲『華夷變態』上冊卷一、一七～二四頁に参照。
- (58) 前掲『罪惟録』二八四五頁。「魯王保舟山、命藩安昌王賁牛、驢等控日本」。鄭維中著、蔡耀緯譯『海上傭兵…十七世紀東亞海域の戦争、貿易與海盜』（衛城出版、二〇二二年）二九三頁。
- (59) 張麒白『浮海記』（台湾關係文獻集零、台湾銀行經濟研究室、一九七二年）一一頁。
- (60) 東京大学史料編纂所編『日本關係海外史料 オランダ商館長日記 訳文編之十』（東京大学史料編纂所、二〇〇四年）一七二頁。なお村上直次郎訳『長崎オランダ商館日記二』（岩波書店、一九五七年）一六〇頁では、この使節を「鄭經の請援使」とする。
- (61) 前掲『日本關係海外史料 オランダ商館長日記 訳文編之十』一七三頁。
- (62) 李天根『燭火錄』（台湾銀行經濟研究室、一九六三年）九一三～九一四頁。「先是、鄭彩、周崔芝已通使日本、許之、故王再遣安昌。安昌用天朝金字紅牌二、儀從甚盛、日本給送頗極豐美。過十餘日、忽懈、且出慢語、速之帰。安昌驚愕、不知其故。後有日本人至、言爾明朝喪敗、来我国乞師、当麻衰痛哭。何得尚盛其威儀、於是知爾明朝無人矣、故不発兵也。朝臣無以対」。なお、ここに記す「鄭彩」は「鄭芝龍」の誤りではないか。
- (63) 張煌言『張蒼水集』（上海古籍出版社、一九八五年）一九二頁。中央研究院歷史語言研究所『明清史料己編』（「江寧巡撫土国宝掲帖」（中華書局、一九八七）七五～七六頁。顧誠『南明史』（光明日報出版社、二〇一一年）三三二頁。前掲『雪交亭正氣錄』一四七頁。
- (64) 五月九日に、一隻の福州船が五島で遭難した。救助された船員たちは五月十七日に、別のジャンク船を搭乗して帰国した。前掲『日本關係海外史料 オランダ商館長日記 訳文編之十』一六七、一七二頁。

- (65) 前掲『日本関係海外史料 オランダ商館長日記 訳文編之十』一八四～一八五頁。
- (66) 前掲『日本関係海外史料 オランダ商館長日記 訳文編之十』二〇〇～二〇一頁。
- (67) 前掲『雪交亭正氣錄』一四七頁に「丁亥十二月初四日又従攻寧波、不克」とある。
- (68) 紙屋敦之『大君外交と東アジア』（吉川弘文館、一九九七年）九～一六頁、程永超『華夷変態の東アジア』（清文堂、二〇二一年）一九七～二三八頁。
- (69) 荒野泰典『近世日本と東アジア』（吉川弘文館、一九八八年）。山本博文「武威の構造——明清交替期の幕藩制国家」（『歴史評論』五三九号、一九九五年）一八～三四頁。山本博文『鎖国と海禁の時代』（校倉書房、一九九五年）。
- (70) 前掲『華夷変態』上冊巻一、二四頁。鹿児島県維新史料編纂所編『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』巻一、九九号文書「達（韃）人のかつせんの覚」（鹿児島県、一九七一年）五五頁。
- (71) 近年の代表的研究は下記の通り。松竹秀雄「徳川時代の長崎警備と正保四年（一六四七）のポルトガル使節船事件」（『経営と経済』六九巻四号、一九九〇年）二四七～二七八頁、山本博文『長崎開港日記』第二章「正保四年の黒船来航と平戸藩」（筑摩書房、一九九九年）五二～六八頁、松尾晋一「正保四年のポルトガル使節船来航をめぐる対応」（『日本歴史』六四三巻、二〇〇一年）五九～七五頁、黒田和子「正保四年の南蛮船来航事件——江戸と現地での対応」（『日本歴史』第六九四巻、二〇〇六年）五四～七〇頁。